

令和7年度ヨーテボリ大学短期派遣留学生再募集要項

(国際地域創造学部・人文社会学部・法文学部・ 地域共創研究科・人文社会科学研究科 交換留学)

1. 短期派遣留学生（交換留学）について

- ① 授業料等の不徴収協定のある大学に留学する場合には、派遣先の大学で授業料等を支払わなくてもよいが、琉球大学に在学している状態での留学となるため、琉球大学に所定の授業料を払わなければならない。また、派遣先大学で取得した単位について、本人からの申請に基づき単位互換することも可能である。
- ② 琉球大学を「休学」して、学生交流協定のある大学に留学した場合、不徴収協定は適用されないので注意すること。

2. 短期派遣留学生を募集する大学

- ① 琉球大学国際地域創造学部・人文社会学部・法文学部・地域共創研究科・人文社会科学研究科と「学部間学生交流協定」を締結しているヨーテボリ大学文学部（使用言語は英語）
- ② 所在地：スウェーデン、ヨーテボリ市

3. 募集人員 3人

4. 応募方法・条件・提出書類

- ① 国際地域創造学部・人文社会学部・法文学部または地域共創研究科・人文社会研究科の正規学生であれば国籍を問わない。ただし、外国籍の者が母国へ留学することは不可とするが、在留資格が「永住者・特別永住者」の者については、その限りではない。
- ② 派遣時において、正規課程に在籍する学部2年次以上（大学院生を含む）の者。（ただし、最終学年の学生は当該年度に卒業しない者、又は学部卒業後に大学院への進学が確定している者で、留学を終えて琉球大学に戻り、学業を継続し、その後卒業する学生に限る。）
- ③ 申請後に辞退することのない者（就職と留学の両方の可能性を持ったまま応募しないこと。）
- ④ 下記成績評価係数が2.5以上の者。

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出する。

(小数点第3位を四捨五入)

パターン	成績評価				
	優	良	可	不可	
パターン1	-	優	良	可	不可
パターン2	-	A	B	C	F
パターン3	-	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
パターン4	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
パターン5	S	A	B	C	F
パターン6	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(「評価ポイント3の単位数」 \times 3) + (「評価ポイント2の単位数」 \times 2) + (「評価ポイント1の単位数」 \times 1)$

+ (「評価ポイントの単位数」×0) ÷ 総登録単位数

- ⑤ 語学能力に関する証明書を提出できる者
TOEFLiBTスコアが68点以上 または IELTS5.5以上
- ⑥ 推薦書 (別紙様式2)
推薦書は語学力や学業成績が優秀であることを証明してくれる教員に依頼すること。
- ⑦ 令和7年2月19日 (水) 13:00 開始の面接審査を受けることができる者。面接審査は英語で行う。
- ⑧ 留学出発前の2週間及び留学から帰国後の2週間にそれぞれ1回ずつ (計2回) BEVI (The Beliefs, Events, and Values Inventory) を受検できる者
- ⑨ 令和7年8月に留学先の大学へ出発できる者
- ⑩ 所定の申請書類等に必要事項を漏れなく記入し、成績証明書、志望動機 (英文ダブルスペース約2頁)、TOEFLiBTスコア、またはIELTSスコアの証明書を添えて、令和7年2月12日 (水)までに国際地域創造学部学務係へ提出すること。

※申請書は、「教務システムのお知らせ」からダウンロード可。

※本募集によりヨーテボリ大学短期派遣留学生に決定した場合でも、スウェーデンあるいはヨーテボリ大学の決定によっては、交換留学開始時期の延期、留学期間の短縮又は派遣中止の可能性がある。

5. 留学先大学での身分

非正規生 (特別聴講学生、特別研究学生)

6. 派遣期間

6か月以上1年以内 (派遣大学での1個学期以上1年以内が望ましい。)

7. 選考方法

書面審査と面接審査を行う。専門の勉強について具体的で計画性のある留学計画をたてておくこと。

8. 採否の決定

令和7年2月19日 (水) の面接審査後 7日以内にメールにて国際地域創造学部が通知する。

9. 帰国後の学習計画、進路

帰国後、琉球大学での復学 (学期開始等について)、卒業年月 (卒業延期など) に十分注意する。特に教員を目指している者は、教育実習や採用試験、卒業予定日に注意を要するため、指導教員と相談しておくこと。

10. その他

※留学中に琉球大学を卒業することはできないため、留学前に教員採用試験を受験し、翌年3月に卒業しなければならない者等は申請することが出来ない (途中で辞退することのない学生に限る)。

※派遣留学生に選抜された学生は、JASSOもしくはQUESTの奨学金制度に応募することができる。

※留学先の授業料は不徴収だが、渡航費、渡航手続き費用、生活費は自己負担となる。